

松戸市病院事業制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

松戸市立総合医療センター  
事務局 管財課

下記のとおり、制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施する予定なので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程（昭和43年松戸市病院事業規程第5号）第93条の規定により公告する。

記

- 1 事業名称 松戸市立総合医療センター別棟建設事業に係る基本計画・基本設計及び実施設計業務委託
- 2 事業場所 松戸市千駄堀993番地の1
- 3 事業期間 契約締結日の翌日から 令和 6年 2月28日まで。ただし、基本計画業務は契約締結日の翌日から 令和4年11月30日まで。基本設計業務は基本計画業務完了の翌日から 令和5年 3月31日まで。実施設計業務は基本設計業務完了の翌日から 令和5年11月30日まで。
- 4 事業概要  
次のとおり、基本計画、基本設計及び実施設計を行う
  - (1) 建物概要
    - ア 施設名称 松戸市立総合医療センター別棟
    - イ 施設用途 病院
  - (2) 設計と条件
    - ア 敷地条件
      - (ア) 敷地面積 55,750.13 m<sup>2</sup>
      - (イ) 都市計画法上の用途地域等 市街化調整区域（指定なし）  
一部市街化区域、（第一種低層住居専用地域・第一種住居地域）
    - イ 施設の条件（別棟部分）
      - (ア) 延床面積 約 3,800 (m<sup>2</sup>)
      - (イ) 階数・機能等 地上4階、塔屋1階  
緩和ケア病棟（想定20床）、外来手術室、事務室及びこれに関連する諸室、その他  
（詳細は業務委託特記仕様書による。）

ウ その他関連業務

- (ア) 地質調査
- (イ) 電波障害調査
- (ウ) TECRIS登録
- (エ) 透視図作成
- (オ) スタディ模型作成
- (カ) 完成模型作成及び写真撮影
- (キ) 諸室リスト作成
- (ク) 現病院関係者とのヒアリング業務
- (ケ) 各種許認可等の取得  
(開発行為、宅地開発条例、農地転用、景観法関係、医療法その他  
関係法令に係る調査、確認及び届け出等。)
- (コ) 概算工事費の算出
- (サ) 工事の発注に係る資料作成
- (シ) 議会等説明資料の作成
- (ス) その他

5 予 定 価 格 金104,513,000円(税抜き)

6 最低制限価格 事後公表

7 事業担当課 松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

8 事業所の適正化に向けて

- (1) 入札に係る契約を締結するに足る能力を有していること。
- (2) 業を営むにあたり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
- (3) 業務履行中のトラブルの対処に係る能力及び体制が整っていること。
- (4) その他

ア 受注者の事業実態の調査・確認をすることがあります。

なお、当該事業所の営業活動の実態等が適正でないことが明らかになった場合には、契約の解除又は入札参加資格を抹消することがあります。

イ 誓約書の提出について

事業所の適正化について、指定の誓約書を提出すること。

9 応募資格要件

- (1) 令和4・5年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、「測量・コンサルタント業務部門の「建築：建築一般」」に登録があること。
- (2) 本事業の申込日から入札まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 配置する管理技術者及び主任技術者は、次の資格を有し、恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)である者。

ア 管理技術者

- (ア) 一級建築士(建築士法第2条第2項の規定による。)
- (イ) 平成24年4月1日から令和4年6月30日までに、日本国内において、申込者の元請(共同企業体等においては、代表して設計した者に限る。)として本項第4号イに掲げる(ア)の実績について管理技術者として従事し完了させた実績を有すること。

イ 主任技術者

(ア) 建築（意匠）

一級建築士（建築士法第2条第2項の規定による。）

(イ) 建築（構造）

構造設計一級建築士（建築士法第10条の2第1項の規定による。）

(ウ) 電気設備

設備設計一級建築士（建築士法第10条の2第2項の規定による。）又は  
建築設備士（建築士法施行規則第17条の18の規定による。）

(エ) 機械設備

設備設計一級建築士（建築士法第10条の2第2項の規定による。）又は  
建築設備士（建築士法施行規則第17条の18の規定による。）

(オ) 前記（ア）から（エ）の主任技術者は、平成24年4月1日から令和4年6月30日までに、日本国内において、地方公共団体、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、文部科学省又は厚生労働省など公的な機関の病院で病床数200床以上の新築又は増築の設計を行い、管理技術者又は主任技術者として従事し完了させた実績を有すること。

※管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名として兼任できない。

※管理技術者とは、「建築設計業務委託契約書」に定めるものをいい、設計業務全般の管理及び統括を行う者とする。

※主任技術者とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

(4) 入札参加者要件

入札に参加できる資格者の要件は、次のア及びイに掲げる項目を満たすこと。

なお、落札後、当該落札者の要件を満たさないことが判明した場合は、契約書に定める外、契約解除になる場合がある。

ア 建築士法第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 平成24年4月1日から令和4年6月30日までに、日本国内において、申込者の元請（共同企業体等においては、代表して設計した者に限る。）として以下の各実績をそれぞれ1件以上完了した実績を有すること。（業務内容を確認できる調書が必要です。）

(ア) 病院の設置者が地方公共団体、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、文部科学省又は厚生労働省など公的な機関の病院で病床数が400床以上の新築の設計（同一物件で基本設計と実施設計の両方を行ったものに限る）を行った実績。

なお、病床数は増築設計において、既存部分と合算した際、400床は認めない。

(イ) 緩和ケア病棟を有する病院の新築又は増築の設計実績

（同一物件で基本設計と実施設計の両方を行ったものに限る）

(ウ) 免震構造の建物に渡り廊下等で接続された建物の増築の設計実績

（基本設計もしくは実施設計のいずれかの実績で構わない）

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の入札日前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ当該状態が継続している者

オ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込をすることはできない。

カ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

#### 10 入札参加申請

入札参加を希望する者は、必要書類等を次のとおり提出すること。

(1) 申請期間 令和4年7月11日 から 令和4年7月26日 まで

(2) 申請時間 午前9時 から 午後5時まで（最終日は午前11時まで）。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第187号））を除く。

(3) 申請場所 松戸市千駄堀993番地の1  
松戸市立総合医療センター 4階 管財課

#### (4) 必要書類等

ア 松戸市病院事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書  
（指定用紙）

イ 事業所の適正化に向けた誓約書（指定用紙）

ウ 特定関係調書（指定用紙）

エ 松戸市立総合医療センター別棟建設事業に係る基本計画・基本設計及び実施設計業務委託に関する競争入札の技術的要件を満たす書類

・実績を証する契約書の写し及び仕様書、設計書等で概要の解る記載部分の写し

・技術者の要件を満たす資格証等の写し、管理技術者選任通知書等の写し、契約書等の写し、確認済証等の写し、病院ホームページ等の写し

・直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）を示す書類の写し  
（原則として健康保険被保険者証）

オ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写しを提出すること。

※ 松戸市税を完納していない場合、入札参加の申請はできない。

カ 入札保証金を免除する書類の写し（契約書の該当部分）2件

キ その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

指定用紙については、「松戸市病院事業ホームページ」からダウンロードすること。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20220711.html>

(5) 提出部数 1部

1.1 競争参加資格確認通知

令和4年8月2日に電子メールにて通知します。ただし、当該競争参加資格確認通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

1.2 契約条項等を示す場所

(1) 契約書案を示す場所

「松戸市病院事業ホームページ」からダウンロードすること。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20220711.html>

(2) 設計図書等を示す期間

令和4年7月11日 午前 9時 から

入札参加申請期限日 午前 11時 まで

(3) 設計図書等の入手方法

「松戸市病院事業ホームページ」からダウンロードすること。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20220711.html>

(4) 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関する質疑は、質問の有無に関わらず、管財課まで電子メールにて送信すること。

ア 質疑提出期間

令和4年7月11日 午前 9時 から

令和4年7月26日 午前 11時 まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

[mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp)

ウ 質疑回答日

令和4年8月4日までに電子メールで回答する。

1.3 入札方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

(1) 期間 令和4年8月8日 午前 9時 から

令和4年8月24日 午後 3時 まで

ただし、直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第187号））を除く。

(2) 方法 一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便で郵送又は直接持参とする。

(3) 郵送および持参場所

松戸市立総合医療センター 4階 管財課

#### 1.4 入札・開札日時場所

(1) 日時 令和4年8月25日 午前10時

(2) 場所 松戸市立総合医療センター 3階 入札室

※本事業の入札は郵便入札とし、入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に関係のない職員を入札立会人に指定して入札を執行する。

#### 1.5 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 1.6 入札保証金

入札に参加する者の入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去10年以内において本事業と同種の公共事業を2件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

#### 1.7 契約保証金

契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市病院事業会計規程第110条第3項の規定に該当する場合は、保証金を免除することができる。

#### 1.8 支払条件

(1) 委託料の支払い方法は、業務完了検査合格後支払うものとする。

(2) 前払金 有（申し出により、契約金額の30%以内で支払う。）

ただし、契約金額が300万以上の場合に限る。

#### 1.9 最低制限価格の算定方法

測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサル」という。）の最低制限価格の基準割合は、予定価格算出の基礎となる金額を別表1に掲げる割合で積算し合計額を求め、消費税及び地方消費税を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量については、その割合が100分の82を超える場合にあっては100分の82、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、地質調査については、その割合が100分の85を超える場合にあっては100分の85、100分の66.6に満たない場合にあっては100分の66.6、測量、地質調査以外の測量・コンサルについては、その割合

が100分の80を超える場合にあつては100分の80、100分の60に満たない場合にあつては100分の60とする。

- 2 測量・コンサルの最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に前項で求めた基準割合を乗じ（当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- 3 前条第2号の最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の60を乗じ（当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。

別表1

業種の区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の48%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額

## 20 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあつても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあつても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

## 21 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第99条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、事業費内訳書（指定用紙）の提出がない入札
- (5) 事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札
- (6) 事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額（委託価格）が誤っている入札
- (7) 入札額と事業費内訳書の委託価格が異なる入札
- (8) 予定価格を超える入札
- (9) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (10) 明らかに連合であると認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 2.2 落札者の決定

- (1) 本事業の入札は事後審査型であり、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。また、最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。
- (2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者に関する通知は、「保留通知書」を送付して行う。
- (4) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は開札日の翌日（休祝日を除く。）の午後5時までに当該書類を管財課まで再提出することができる。

## 2.3 問い合わせ先

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課  
電話番号（直通） 047-712-0756